

## 地域再生計画

### 1．地域再生計画の名称

江刺市「快適な生活環境の創出」計画

### 2．地域再生計画の作成主体の名称

岩手県江刺市

### 3．地域再生計画の区域

江刺市の全域

### 4．地域再生計画の目標

江刺市は、岩手県の中南部に位置し、人口約 33,000 人、北上川東岸から北上高地西斜面に開けた東西 28km、南北 27.5km のほぼ円形を呈する総面積 362.5 km<sup>2</sup> の広大な面積を有し、地形的には、標高 40～50m の北上川沖積平野、標高 50～150m 前後の中央丘陵部、そして標高 500～700m 前後の高原山地により形成される緩傾斜地帯の概ね 3 地帯に区分され、緑あふれる自然環境に恵まれるとともに、北上川、人首川、広瀬川、伊手川などの清らかな流れが豊かな江刺平野を潤し、美しい田園風景をつくりあげてきました。

市の基幹産業である農業をはじめ、商工業や観光、サービス業など産業全体の活性化を図りながら、長寿社会に対応した高齢者福祉の充実、生活環境の整備、保健・福祉の向上、教育文化の振興など様々な施策を積極的に推進しながら、活力ある田園文化都市を目指しています。

しかし、近年、生活水準の向上に伴い生活排水の流出が多くなり、家庭から出る雑排水が側溝や農業用排水路で長期間滞留するなど、生活環境悪化の弊害を伴いながら河川へ排除されている現状にあり、河川の水質を悪化させる要因となっています。このため公共水域の水質保全が急務となっており污水处理施設の持続的な整備による住環境の改善及び河川の水質改善を図っていくことが課題です。

本市における污水处理施設整備は、北上川上流流域下水道(胆江処理区)の関連公共下水道として昭和 61 年度に事業着手し、平成 4 年度の供用開始以降順次区域を拡大している公共下水道と、周辺農村部においては平成 4 年度に完了した農業集落排水事業川西地区など、現在まで 6 地区が完了しています。加えて個人設置型浄化槽事業を取り入れながら整備を進めていますが、污水处理人口普及率は平成 15 年度末で 50.4% と低い数値で推移しています。

このため、污水处理施設の農村部への普及拡大を行い、都市部と農村部の生活環境の差を是正し、若者の都市部への流出に歯止めをかけ、農業の担い手育成や集落営農につなげます。併せて水質の改善された清流を農業用水として再利用し、全国的にも高い評価を得ている「江刺金札米」のブランドに磨きをかけ、「江刺りんご」、「陸中牛」を組合わせた江刺型農業の確立と共に、高品質農畜産物の生産基地として生産の安定、拡大に努め厳しい産地間競争での生き残り

を図ってまいります。

また、構造改革特別区域計画の認定を受けた「人の和の花咲く特区」に基づき、農家に泊まり農業や農畜産物加工体験、農家での団欒や野菜の朝採り体験など、ホテルや旅館では味わうことのできない体験をする事ができる「グリーンツーリズム」を進めています。このような本市の特性を生かした地域づくりの推進と併せ、汚水処理施設の計画的な整備による快適な生活環境の創出を図ることにより、滞在型の都市消費者との活発な交流による地域再生を目指します。

(目標) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率を 50.4% から 73% に向上)

5. 目標を達成するために行なう事業

5 - 1 全体の概要

平成 13 年度に策定した江刺市全体の汚水処理計画は、現在の財政事情とは大きく乖離している潤沢な整備費確保を前提としていて、完了時期も 30 年以上先となる現実的な整備計画とはいえない形となっていました。そこで各省庁間事業の連携、指針や経済比較マニュアルが示されたのを受け、県が作成した「汚水処理の効率的整備計画策定マニュアル」に従い、抜本的に見直しを行い、「江刺市汚水処理実施計画」を平成 16 年度に策定しました。

そのなかで公共下水道は大部分を計画どおり集合処理し、未整備区域に関しては認可拡大を図りながら整備を進めます。農業集落排水は伊手地区、米里地区、梁川地区の 3 地区の住宅密集地を集合処理し、その他の地区は個別処理が有利であると位置づけました。個別処理方式にあたっては、市が浄化槽を設置し、使用料を徴収して管理運営する「市町村設置型浄化槽」を平成 17 年度から導入し、市民の制度間の受益負担に対する公平を図ることとしています。

これらの経過を踏まえ本計画において、公共下水道では根岸地区、海老島地区、三百刈田地区、滑地区、新川地区、下苗代沢地区を集中的に整備することにより、住宅密集地でありながら未整備であった区域の整備がほぼ完了することになります。その他の多くを占める市内全域について普及率達成のために市民への周知活動、啓蒙活動を行いながら浄化槽での整備を進めます。

加えて、浄化槽設置希望数の変動などの地元住民要望に柔軟に対応するべく自主裁量性を十分に発揮し、汚水処理施設の整備を図ります。

## 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

### 【事業主体】

- ・岩手県江刺市

### 【施設の種類】

- ・公共下水道、市町村設置型浄化槽、個人設置型浄化槽

### 【事業区域】

- ・公共下水道 根岸地区、海老島地区、三百刈田地区、滑地区、新川地区、下苗代沢地区
- ・市町村設置型浄化槽 市内全域（上記地区及び供用開始済区域を除く）
- ・個人設置型浄化槽 市内全域（上記地区及び供用開始済区域を除く）  
なお、個人設置型浄化槽は、住民要望により市町村設置型浄化槽を拒否された方を対象としている。

### 【事業期間】

- ・公共下水道 平成 17 年度～平成 19 年度
- ・市町村設置型浄化槽 平成 17 年度～平成 21 年度
- ・個人設置型浄化槽 平成 17 年度～平成 21 年度

### 【整備量】

- ・公共下水道 75～200 L=7,600m
- ・市町村設置型浄化槽 7人槽(平均) N=678基
- ・個人設置型浄化槽 7人槽(平均) N=15基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道 6 地区で 1,500 人、市町村設置型浄化槽市内全域(678 基)で 2,700 人、個人設置型浄化槽市内全域(15 基)で 60 人 合計 4,260 人

### 【事業費】

- ・公共下水道 793,000 千円  
(うち、国費 396,500 千円)
- ・市町村設置型浄化槽 759,000 千円  
(うち、国費 253,000 千円)
- ・個人設置型浄化槽 6,000 千円  
(うち、国費 2,000 千円)

---

合 計	1,558,000 千円 (うち、国費 651,500 千円)
-----	------------------------------------

### 【その他】

- ・公共下水道は、平成 14 年 10 月 2 日に施行期間を昭和 62 年 1 月 6 日から平成 20 年 3 月 31 日、許可区域を 563ha で認可済みです。

## 5 - 3 その他の事業

該当無し

## 6．計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度

## 7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし達成状況を調査・評価し、公表します。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、住民アンケートを実施し、進捗状況に対する満足度等の判定を行い、水質環境など住環境の快適性のニーズ把握に努めます。

加えて、市に対する提言や答申実績のある学識経験者、それぞれの処理方式区域の住民代表、一般公募による住民 10 人で構成する「下水道を考える江刺市民会議」を活用し、汚水処理料金の改定時に施設の整備状況等について評価・検討を行います。

## 8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設計画については、「江刺市汚水処理実施計画」により、最新のデータに基づいて施設計画を検討したものであり、既存の「全県域汚水処理実施計画」(岩手県構想)に掲載された計画とは若干異なる部分もありますが、次回の岩手県構想の見直し時に反映することとします。

### 添付資料一覧(目次)

番号	名 称	部数	備 考
1	江刺市行政区画図	1	
2	江刺市地域再生計画箇所図	1	汚水処理施設整備交付金
3	江刺市地域再生計画工程表	2	工程表説明書含む
4	全体イメージ図	1	